

## お知らせ

# 「臓器移植法の一部が改正されます！」

臓器の移植に関する法律の一部が改正され、

1. 平成22年1月17日から：親族への優先提供の意思表示が可能になります。

臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示できるようになります。

2. 平成22年7月17日から：臓器提供の要件が追加されます。

ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の書面による承諾があれば臓器提供できるようになります。これにより、15歳未満の方からの脳死下での臓器提供も可能になります。

① 新たな制度の具体的な内容については、現在厚生労働省において検討されているところです。

② 今後、内容が決まり次第、詳しい情報が以下のホームページに掲載されますので、ご確認をお願いいたします。

・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ HP：<http://www.jotnw.or.jp>

※(社)日本臓器移植ネットワークホームページからメールによる照会に対応しています。

また、お電話・FAX等による照会にも対応しています。

フリーダイヤル：0120-78-1069 TEL：03-3502-2071 FAX：03-3502-2072